

公 示

国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程第4条に基づき、下記のとおり学長の選考を行う。

記

- 1 学長選考を行う理由
令和6年3月31日をもって、現学長の任期が満了するため
- 2 学長候補者の選考基準
別紙「国立大学法人東京学芸大学学長選考基準」のとおり
- 3 学長の任期
新任の場合：令和6年4月1日から令和10年3月31日まで
再任の場合：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 学長選考の方法及び日程等
 - (1) 学長候補者の推薦
 - ① 次のいずれかの推薦によるものとする。
 - ア 学長選考・監察会議委員による推薦
 - イ 本学の常勤の職員（学長選考・監察会議委員である職員を除く。）20人以上の連署による推薦
 - ② 学長候補者の推薦は、本人の同意を得た上で、所定の推薦書に本人の履歴書及び所信表明書を添えて学長選考・監察会議に提出して行う。
 - ③ 学長候補者の推薦受付期間
令和5年8月1日（火）から令和5年9月15日（金）まで
 - (2) 第1次候補者の選考
令和5年9月26日（火）開催予定の学長選考・監察会議において、推薦のあった者及び学長選考・監察会議が認めた者の中から、原則として複数人の第1次候補者を選考する。
 - (3) 学長候補者の所信を聞く会の開催
学長候補者の所信を聞く会を開催する。
開催日：令和5年11月8日（水）
 - (4) 意向投票の実施
第1次候補者について、本学の常勤の職員による意向投票を行う。
意向投票日：令和5年11月27日（月）
 - (5) 学長最終候補者の選考
第1次候補者に対し、経歴及び所信表明書を踏まえてヒアリングを実施し、令和5年11月28日（火）開催予定の学長選考・監察会議において、意向投票の結果及びヒアリングを参考に、学長最終候補者を選考する。

令和5年6月27日

国立大学法人東京学芸大学
学長選考・監察会議